

クリーニング所を開設される方へ

—— 開設届記入及び提出上の注意点 ——

- 法人（会社組織）で申請する場合は、その所在地・名称・代表者氏名を記入してください。
また、履歴事項全部証明書（発行から6ヶ月以内）により登記内容を確認します。
- 従業員名簿には、従事する者全員について記載してください。
（営業者自身も、従事する場合は記載します。）
- クリーニング師にあってはクリーニング師免許証（本証）を提示してください。
- 構造設備の概要、施設平面図を添付してください。
- 検査手数料は16,000円です。
- 開設届を受理し、施設完成後に担当者が検査にうかがいます。
検査のあと、施設・設備に不都合がなくても、確認書が発行されるまでに、1～2日位かかります。開業予定日は、余裕をもって設定してください。

☆ 分からないことがありましたら、下記までご相談ください。

東京都板橋区保健所生活衛生課
環境衛生施設係
板橋区大山東町32-15
TEL (3579) 2335
FAX (3579) 1337